

第1回 伊勢市宿泊税検討委員会 議事概要

日時	2024年9月4日（水） 9時00分～10時40分
場所	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 大会議室

	名前	所属
委員長	板井 正斉	皇學館大学 教授
副委員長	小川 直樹	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
委員	篠崎 元宏	伊勢旅館組合 理事
	覚田 満里（欠）	伊勢旅館組合 理事
	五十子 智	二見町旅館組合 組合長
	濱千代 裕章	二見町旅館組合 副組合長
	出口 康司	伊勢二見浦民宿組合 組合長
	木場 渚	株式会社日本旅行 津支店 支店長
	中村 基記	公益社団法人伊勢市観光協会 理事
	福田 津代志	伊勢商工会議所 地域振興課

配布資料	・ 事項書 ・ 委員名簿 ・ 伊勢市付属機関条例（抜粋）、伊勢市宿泊税検討委員会規則 ・ 資料1：説明資料 ・ 資料2：宿泊事業者アンケート（案）
------	---

【議事内容】

挨拶

市長） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、検討委員会の開催に、ご出席いただき誠にありがとうございます。また日頃は、当市の観光行政、当市の市政運営につきましてお力添えいただいていることに深く感謝申し上げたいと思います。

ご承知の通り、今年の4月に天皇陛下から、次の式年遷宮についての御聴許がありました。そして、我々の民俗伝統行事であるお木曳が来年、再来年に開催をすることが決定されたところでございます。そういった中で、現在様々な観光振興、観光誘客の事業に取り組んでいるところでございまして、大変しんどい思いをしたコロナ禍を経て、観光客の方々も、ようやくお越しいただける状況にもなってまいりました。

一方で、皆さんご承知の通り日本全国が、人口の減少または少子化、高齢化といった大きな人口構造の変化が進んできております。おおよそですけども日本全体で高齢化率が今28%から29%ぐらいということで約3割の方々が65歳以上の方となっております。将来的にはこの団塊の世代の方々が外に出なくなる、例えば旅行になかなか行けなくなってくるという状況があります。簡単に申し上げますと約3割の方々の来訪者が減る可能性も少なからずあるというふうに推測されます。そういった中で、我々としては観光庁の支援をいただきながら、インバウンドの方々にもお越しいただけるように準備を進めているところでございます。

また、皆様ご承知の通り、繁忙期における交通渋滞対策においては、一つの例といたしましてパークアンドバスライドを実施しておりますけれども、非常に多額の予算がかかりまして1回のパークアンドバスライドで、約1,000万から2,500万ぐらいの赤字が出るような状況が続けております。観光立国という言葉が出てきてから国の予算がずいぶんと入ってくるようになりましたけれども、まだまだ市町村の観光行政の予算は、ほぼ市単独予算で、財源の裏付けがないという状況で進めてきております。

そういった中で、交通渋滞対策であったり、これからのインバウンド施策であったり、よりこの地域の観光産業が、しっかりと産業として成り立つような形作りを進めてまいりたいと考えております。後ほど、当市の観光の現状については、説明させていただきますが、宿泊税を検討しながら、よりこの地域が持続可能な観光地として進んでいくように、みなさま方のご支援、ご理解を賜ればと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきながら取り組みを進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。

委員・事務局紹介、出席者報告

(略)

委員長・副委員長の選任

(略)

議事 意見交換

委員長） 資料 1 および資料 2 に基づいて事務局よりご説明をいただいたところですが、最後のページの今後のスケジュールをご覧くださいますと、第 1 回 9 月 4 日のところで検討報告内容としてご提案いただいておりますが、今ご説明いただいた宿泊税に関する基本的な勉強をいま一度確認したところです。それに伴いまして、ご提案がありましたのは宿泊事業者アンケートを実施するということでその内容についてのご提案をいただいております。

まずはご専門の立場から副委員長より伊勢市がこの宿泊税を導入するにあたっての有効性・妥当性を現段階でご見識をお伺いしてよろしいでしょうか。

副委員） 日本各地で宿泊税の導入が始まっています。今日の配付資料 1 の 18 ページに宿泊税を導入した自治体のほか、総務大臣が同意しているのが熱海市や二セコ町、北海道赤井川村、近場ですと常滑市で導入が決まっているという状況です。まさに今、全国各地で導入が始まって、本日傍聴にいらっしゃる鳥羽市や志摩市も検討を始められているというような状況です。これから宿泊税自体が一般的になり、旅行に行くとか宿泊税を払うという行為自体がかなり一般的になってくるのではないかなと考えておりますし、各地域で観光振興をしていっていただくにあたって、そういった宿泊税を使って、その地域の観光振興の原資にさせていただくということが、非常に有効な手段ではないかということを考えているというような状況でございます。これからはどうやって徴収していくかということではなくて、宿泊税をどうやって使っていくか、支払っていただくお客様にどうやって還元していくかというような議論をしていくということが重要なのかなというふうに思っております。宿泊客の方が宿泊税を支払って、その方々が来訪したときの満足度を高めていただくことの事業に使っていただくと、それがまさにお客様に還元されたという形になって、再びリピーターにも繋がるというようなことになるかなと思っておりますし、地域の経済循環に繋がっていく、プラスになっていくのではないかということで、宿泊税が有効な手段だということで注目が高まっているということもあるのかなと思っております。

実際に今日いらっしゃる方のなかには、不安に思われることとかも知々あるかと思えます。導入するにあ

たっては、それぞれの宿泊施設の方々のご理解をいただくということも大変重要なことでありますので、丁寧な説明ですとか、それをお客様に還元していくというようなことを説明して、ご理解をいただいて、ちゃんと意見を図りながら導入を進めていくということも大事なのではないかなと思っています。

委員） 三重県や鳥羽市、志摩市も導入の検討を発表されたりしていますが、この会議では伊勢市としての宿泊税を検討するという見解で間違いないですね。

委員長） 私の理解としてもそのように認識しております。ただし、これを同時期に検討されていらっしゃるということは、この税の導入に当たってのメリット、あるいはスケールメリット等を最大限どこまで享受できるかということも関わってくると思います。あるいは、税をお支払いいただく側の皆さんに対してのイメージというところもあるかと思います。第一歩目に、伊勢市としてどう進めていくのか、その結果として、どこかで揃えていくところがあるのであれば、これは自治体単位でしていただくことかと思しますので、提言等をこちらから申し上げるということは可能かというふうに認識しております。そのような理解でよろしかったでしょうか。

伊勢市） 伊勢市長も発表させていただきましたし、鳥羽市や志摩市と足並みを揃えて、検討していくということで進めております。開始時期でありましたり、内容であったり、導入するとすれば、可能な範囲で足並みを揃えていきたいという想定でございます。三重県のお話もございましたが、あくまでこれは伊勢市として、実施自治体としての宿泊税の検討ということで考えています。

委員） 伊勢市の財源の中で、観光行政、観光に関わる予算が1%未満というのを見て、改めてそんな程度かというふうに感じました。私は観光業に携わっていますので、伊勢市では観光というのが非常に大きな産業であるというふうに自分でも理解していますけれども、伊勢市に在住される皆さんの市税を納める人間の中で観光業に携わる人間がどのぐらいいるかというのは把握されているのでしょうか。

伊勢市） 観光業という定義が、どこまでを観光業とするかの前提が必要でございますが、いわゆるサービス産業、第3次産業として、経済センサスとかで前提を区切れば、お示しすることは可能かとは思いますが。

委員） なぜこのように質問させていただいたのかというと、伊勢市の財源の中で、市民税が非常に大きなウエイトを占めていて、市民がそれを収めているわけですがけれども、観光業に従事するウエイトが大きいのであれば、観光に対して現状の予算が適切なのかどうか。人口減少ということで、今後財源は縮小していくことはもうおのずとわかることなのですけども、税収が減少していく中で、観光に対する予算をどう捻出していくかを考えたときに、一般財源の中の財源を縮小して、それを宿泊税に求めるというのは、来訪者に対してその負担を求める形になるのはどうなのかというところはあると思います。逆に、ある程度の観光予算は今の財源の中で確保していく、それにプラスして、来訪者の皆さん方にもご負担いただくという考え方であれば、理解できますけれども、

今ある財源を圧縮して宿泊税で補うというのは考え方としてどうなのかなと疑問に感じますので、正確にはわからないと思いますけれども、ざっくりとした形で、お示しいただければと思います。

委員長） 先進自治体の導入時期を拝見すると、東京都の平成 14 年から始まったことを考えるとかなり長いスパンの中で徐々に増えていっています。ただ近年急激に増えてきているという理解でいますが、今回の冒頭に事務局の方からご説明のあった理由としては、人口減少といったところが一つあり、税収の減少といったところがあります。やはりこれまで自前で担ってきた観光的な予算を宿泊税で補っていくというような動機もあるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

副委員長） 見ての通り、東京都が最初で平成 14 年、20 年以上前ですね。ちょうど石原知事の時代ですが、いろいろな施策をやられた知事で、当初はホテル税と呼ばれていました。東京都の導入から 15 年ぐらい動きがなくて、次が大阪府でそこから導入が相次いでいるというような状況です。ちょうど倶知安町までがコロナ前ぐらいのときですね、福岡県と 2 市がコロナ前に検討して、ちょうどコロナ中に導入されました。長崎市がコロナが明けるころに導入という状況ですね。今コロナが明けて、各地で増えているという状況ですけども、まさに各地で DMO などが観光振興をやっていくのに財源が必要だという話がやっぱり出てきます。そういう中でどういう財源がいいのかという検討、議論をして導入が相次いでいるという事だと思います。あとは、入湯税は一般的には 150 円ですけど、阿寒湖温泉や長門湯本温泉、別府市などでは、150 円にプラスして超過課税をするというようなことも同じぐらいの時期に動き始めています。安倍政権・菅政権の頃の観光立国という動きもある中で、各地の観光振興の自主財源が必要だよねという中で、宿泊税の注目が高まっているというような状況ではないかと認識しています。

委員長） はい、ありがとうございます。今おっしゃっていただいた近年の導入について、一つは DMO などの新たな取り組みに対する財源をどこから捻出するのかというようなところもきっかけになっているということを教えていただきました。そうすると、冒頭の説明では人口が減ります。税収が減ります。観光の財源も減っていきますから、これを補うものが需要ではないかというようなロジックに聞こえそうなのですけども、ご指摘いただいたように、現状でも 1% 程度の予算を使っているという中で、これは伊勢市としての考え方だと思うのですが今既存の事業を補填するための税収として見込んでいるのか、それともこの財源を新たな魅力を増進するような政策に使っていくのか、その使い方の説明にも関わってくる部分だと思うのですが、現状での方向性や、ここまでの検討事項などがあったら教えてもらってもよろしいでしょうか。

伊勢市） 法定外目的税で導入するとなれば、基本的には新たな事業に上げていきたいという考え方で進めていきたいと考えています。

委員長） はい、ありがとうございます。アンケートでお聞きをしようとしている中にも文言がありますが、伊勢市では宿泊税を導入する場合、システムの改修やパソコン等の機器の購入に必要な宿泊施設を対象に補助金制度を新たに設けることを検討しているということで、こうしたことも一案として想定しているところだと思います。先ほど委員からのご質問であった、税金が足りなくなってきたから増やすということの目的で説明をするのか、それとも新たな魅力を追加していくためにこの手法を取り入れるとするのかというところは大事な部分かとも思いました。従いまして、伊勢市としてどういう目的で今回の宿泊税を導入するのか、背景部分だと思うのですけれども、人口減少で税金が減ったからということをどのように説明するかという部分についてはもう少し検討をしていきたいと思います。

委員） 鳥羽市と志摩市と伊勢市と足並みを揃えていくという話でしたけど、鳥羽市ではいつくらいに導入したいということを発表していたような気がしたのですが、伊勢市としてのゴール、導入するならいつという、ある程度の流れは決まっているのでしょうか。それによって今後のスケジュールが、変わってくると思います。今日が初日なので、スケジュールが白紙になっているのですが、みんなが足並みを揃える中で、伊勢市としては、スタートダッシュをかけないといけないのか、じっくり話し合っただけある程度まで引っ張れるのかをお聞かせください。

伊勢市） 導入時期については、この4回の会議を経て伊勢市議会へ条例案の提出・可決、その後総務省協議というのがございまして、最短で進んだ場合に、施行が令和8年4月というようなざっくりとした予定は持っております。そのような中で先般鳥羽市でも検討委員会が開催されました。志摩市におきましても今月中に1回目の検討委員会が開催予定です。開催の回数が異なる部分が出てくるとは思いますけども、全体のスケジュールはそのようなイメージで進めております。スケジュールは、このような形でご提示させていただいていますが、後ほどご意見いただいた議論を経て、今後の想定するスケジュールを改めてまたご提示させてもらえたらと考えています。

委員長） 具体的に令和8年4月の施行を優先して、そこから逆算していくと、この年度内に答申をまとめられるとそのスケジュールに乗れるのではないかという見通しであります。

令和8年4月ということになりますと我々としては第一次のお木曳の皆様からは、この宿泊税が該当することにもなりますし、今日の段階では意見交換ですので様々な視点から意見を出したいと思いますが、スケジュールが遅れると第一次に来られた方は宿泊税なかったけど、第二次に来られた方は宿泊税があるっていうような状況も想定はされるかというところかと思います

委員） 宿泊税の使い道ですが、内容等を地域振興という形で記載されておりますが、先行自治体においてはその使い道はある程度公表されているのか、それを我々が確認することができるのでしょうか。

委員長） 先行的に導入されている自治体の具体的な内容ということですね。この点いかがでしょうか。

事務局） どこの団体においても、よりわかりやすくそれをお示しするような工夫をしているところでも、ほとんどのところでホームページ等で拝見できるようになっております。今導入の検討が進められているところでも、導入済みの団体においてどのような目的で実際に使われるのかという資料をもとにして検討が進められているかと思いますので、次回以降の各論の議論に入りましたときには、そのような資料もご提供させていただきたいというふうに思います。

例えば、6月に国の同意が得られた熱海市の場合ですけれども、花火大会のイベントの開催とか、フリーWi-Fiの整備とか、それから先ほどもお話がありましたDMO、事業費にあてるとするような形で示されております。お示しの仕方はいくつかありますが、新しい観光振興の計画プランを同時に作る中で、その中に書き込まれているような事業と定めているところもあります。定め方についても、条例で定めているところもあれば、毎年毎年の予算の議論の中で具体的な使い方を決めていくところもあります。事後的に後でこういうものに使いましたというようなことをわかりわかりやすく、例えばパンフレットなんかにもまとめているような事例もあると承知をしております。

副委員長） ホームページで公開するというのは、今ご説明いただいた通りですけれども、それ以外の方法として、例えば京都市では、公衆トイレの改修に宿泊税が使われているのですが、トイレの男女のマークの下ところにプレートが貼ってあって、このトイレは宿泊税を使って改修されましたという説明が記載されています。宝くじの助成金と同じような形ですね。倶知安町も、スキー場のイルミネーションや、ベースタウンの無料循環バスに宿泊税を活用している事業だと示すステッカーを貼っています。お客様、宿泊した人たちが、何百円取られたけど、こういうところに使われているということを実感していただけるように、明示するというような取り組みをされているという事例もございます。

委員） オーバーツーリズムについてですが、伊勢神宮にたくさん人が集まり、パークアンドバスライドとかで赤字が出ている。伊勢神宮が特別なところなので、税金が足りないということだと思うのですが、宿泊税では、宿泊施設にどうしてもやはり事務負担がかかってくる。それに対して、神宮のオーバーツーリズム対策などに使えるということになるかと思うのですが、資料に書いてあるように宿泊税以外のところも検討していかないと、宿泊施設の方から自分たちばかりに負担がかかるのではないかという話がどうしても出てくるかとは思いますが、宿泊施設と話していても、そういった話がやはり強く聞かれるので、この宿泊税の話を検討していくなかで、そういったところも若干議論の中に入れて検討を進めていっていただきたいと思います。

委員長） 宿泊税については特に宿泊事業者への配慮が必要になってくるということかと思えます。先行の自

自治体で宿泊事業者への配慮といったところで先進的な取り組みを行っているところがあれば教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局） アンケートの設問でも記載させていただきましたレジシステムの改修費や報償金について、他の自治体でも設けているところがあります。例えば長崎市など、近年導入検討中の団体ですと、システム構築費に関する補助制度を時限的にはありますが、設けているところが多くあります。

副委員長） 事務局からご紹介いただきましたが、資料 1 の 18 ページの報償金、これは一般的に 2.5%が多いと聞いていますが、徴収していただいたことに対する事務費のような形で宿泊施設に支払っています。ただ、クレジットカード決済の手数料が 3%などそれ以上取られるという話も聞きます。入湯税でも同じようなことをされている施設もあると思いますが、宿泊費はクレジット決済でも、宿泊税は現金のみとしている場合ならば問題はありますが、宿泊税もクレジット決済で徴収すると、報償金を受け取っても、結局クレジットカード会社に手数料を支払わなくてはいけなくなってしまうので、赤字になってしまうという話も聞いています。そういう中で、最近では報奨金を 2.5%よりも増やして 3%としている事例や、まだ導入が始まっていない地域では 3%を超える報奨金を検討している事例もあるという話も聞いています。

委員長） 今ご紹介いただいた資料 1 の 18 ページの報償金等の表の見方ですが、2.5%というのは今教えていただいた内容で、5 年 3%って書かれているのはどのように理解したらよろしいですか。

事務局） 導入当初 5 年間に限っては 0.5%上乗せをして 3%に設定しているということです。

伊勢市） 総務省との協議が必要になる部分でして、総務省としては 2.5%を基本に協議を行うというふうに伺っております。ただ地域事情としても 2.5%から上乗せするということも、自治体がしっかりとその理由を説明することができれば協議の余地があると把握しております。

宿泊事業者への補助といいますか、宿泊税を活用した事例としましては、例えば災害時の非常用電源を購入する費用を一部補助金として出したり、コロナ対策のためのパーテーションや AI サーマルカメラ、体温計のようなものを、宿泊税の財源を活用しながら宿泊施設に導入していたというようなこともホームページで確認しておりますので、ご紹介させていただきます。

委員長） 報償金等については基本が 2.5%というところですが、地域事情によっては議論の余地はあるというところでした。さらに宿泊施設への配慮ということで行きますと、資料 1 の 18 ページの資料ですと、長崎市に追記していただいている最大 50 万のシステム整備補助についての部分が、今回伊勢市の宿泊事業者へのアンケートの中でもご提案をしているレジシステムの改修やパソコン等の購入をする必要がある宿泊を対象とし

た補助金制度に当たるということかと思います。

委員） 4 月に、市の観光課に宿泊税のことについてご説明をいただいた後、旅館メンバーで話し合いを持ちました。委員のお話もありましたように、伊勢市の来訪者に対する宿泊率が一番取り沙汰されておりました。来訪者に対して 10 分の 1 以下という宿泊率において宿泊税を導入しても、やはり鳥羽市や志摩市と足並みを揃えて導入したとして、宿泊税が果たして効果的なのか。

資料 1 の 16 ページにもございますように、宿泊税以外に、厳島神社の訪問税とか山梨県の入山税なども踏まえて、伊勢市の税収に上がるような策も協議をいただきたいとの皆さんの意見を頂戴してきたので、伊勢市の特性としてはそのあたりも含めてご協議いただいた方がいいのかなというご意見も頂戴してきました。よろしくをお願いします。

委員長） 宿泊税以外の新たな財源についてご意見を賜ったことを受け止め、伊勢市として資料 1 の 16 ページに記載されているような、「宿泊税・入湯税を除く観光に関する税」ではなく、宿泊税とするところについては、補足説明等がありましたら、教えていただければと思います。

伊勢市） 伊勢市におきましても、いろんな観光振興税があるということも十分理解しているところです。説明会でも、日帰りのお客様からも税を徴収するべきではないかというご意見もいただいております。現実問題として、訪問税は、島であれば船で渡る際に対象者をキャッチできますが、伊勢市は決してそうではないというところもございます。あと例えば、「太宰府の歴史と文化の環境税」は、駐車場の利用から税金を徴収している。この税につきましては、太宰府市に視察も行かせていただいたが、民間の駐車場からも税をいただくシステムになっています。伊勢市においては、特に内宮周辺については、市が運営している駐車場ということで、先般、宇治の内宮周辺駐車場の再編のことも市議会の方に報告いたしましたが、そこで駐車場料金の値上げを検討していきたいというような発表もさせていただいております。現在駐車場については有料でやっているということもございまして、まず、伊勢市として検討したいのが宿泊税ということです。

委員長） ありがとうございます。現段階で宿泊税がマストというわけではないですけども、ベターな税収確保になるのではないか、というところからのご提案ではありますが、現場の宿泊事業者の皆様のご意見としては、一般の皆さんからの徴収もやはり検討を継続していただきたいというご意見かと承りました。

いずれにしても宿泊事業者のご協力を得られるかどうかといったところが導入の最大のポイントになってこようかと思うので、そこでご納得をいただける、あるいはご協力をいただける成果あるいは結果といったところをここでもこの場でもしっかりと明示してまいりたいと思います。宿泊税のメリットについては、確認ですけども資料 1 の 19 ページに示されていますのでこの辺りを最大協議しながら目的を果たそうというところではござい

ました。

委員） 三重県の中でも、ビジネスホテルや企業の資本が入ったホテルなどもありますが、今日ここに来ているメンバーの多くは、個々の旅館です。個々の旅館が、お客様の満足度を上げる、これはすごく難しいことです。昔からの旅館が満足度を上げるために、何億も借金して建て直すのは不可能です。少しの改築や工事などでいろんなところで、当然努力はしますが、その努力が追いつかない部分もあるんですよね。その部分に目を向けていただくと、今日ここに座らせていただいているメンバーは非常に心強いと思います。そうすると、導入に向けて説得しやすい、伊勢市もこういうふうに助けてくれるんやったら、気持ちよく伊勢市の方向に従うんじゃないかという方向に持っていきやすいというのは事実です。観光バスを増やすというような取り組みも当然素晴らしいことなんですけど、私たちの施設にも少しでも目を向けていただくと、出席している価値があるような気がするので、よろしくお願いします。

委員長） ありがとうございます。宿泊者への説明責任や満足度を上げるということだけではなく、宿泊事業者への協力に見合ったフィードバックがどのようにできるかどうか、それは一律ではなく個々の宿泊事業者の状況に合わせていただけるそういったことも検討できるといいのではないかというご意見を承りました。

伊勢市） ご意見いただきました通り、利益と負担を考えますと宿泊施設の満足度を上げるというのは非常に大事な視点だと考えております。私どもも、以前観光バリアフリーの先陣をきってバリアフリーの改修の補助を自費でやってきたところもありますが、財源が続かないところもあり、なかなか続けることが難しいという現状がございます。ただ近年でございますと、先ほどの資料には市の単独の予算外ですので除外しておりますけれども、令和5年、令和6年に、観光庁の補助事業を受けまして、宿泊施設・飲食店等の改修の補助が出る事業に採択をいただきました。そのようなものもチャレンジしながらとっていく努力も継続しながら、宿泊施設の満足度を上げていくような改修等ハードの部分も必要ということは認識をさせていただいておりますので、今までやっていたことのご紹介等もあわせてご報告させていただきます。

委員） 今までのお話を聞いている中で、やはり宿泊事業者の負担がどのぐらいにかかっているのかというのは正直気になっていたところではありました。先ほど報償金が2.5%というお話があったと思うのですが、インバウンドという目線でこれから伸ばしていこうと思うと、現金徴収というのは少なくなってくるのではないかなというところもあります。また、宿泊税がかかるからそこに行くのをやめるかというそうではないようなイメージで、そこまで来訪者に対しての負担が大きいのかというそうじゃないのかなと思います。どちらかといえば、地元の宿泊事業者の負担の方が大きいのではないのかと思っていますので、宿泊税を何に活用していくかということが非常に大事かと思います。いろいろなデータも見ている中で、どこからの来訪者が多いのかとか、県別とかエリア、どこから

引っ張ってくるのが今後伸びしろがあるのかとか、アプローチするのが先なのか、もしくは来ていただいた方に満足度を上げるために交通を良くするのかとか、今お話を聞いている中で、宿泊事業者の負担が少なく、できるだけ来訪してもらえるような、例えばシャトルバスなり交通の便を上げるだとかいった視点での議論が今後必要なのではないかというところを思ったところです。

委員長） 宿泊者への配慮といったところで前半は話が進んできたかと思いますが、ただその宿泊者も対象者の属性によっては現金での徴収という部分に課題が生じるかもしれないというのは一つ大きなご意見と思います。クレジット払いにすることになると、今度は宿泊事業者への負担が増えるということになりますので、ここはしっかりとバランスをとっていく必要があるかと思います。同時に宿泊者の側が宿泊税を気にして宿泊先を選んでいるかというところまで寄与していないのではないかと、というご専門の立場からのご意見は貴重かと思います。

そうなりますと先ほど委員からもご意見がありましたように、宿泊事業者負担をどこまで軽減できるのか、あるいはその負担に見合った施策を、どのように打ち出せるのかといったところが一つ大きなポイントになってくるのかというふうにも整理できるかと思います。ありがとうございます。

委員） 宿泊事業者の負担が一番懸念する部分なのかなと。今言われたように宿泊税がかかるからといって、多分その施設に来ないということは考えにくいのではという点については、その通りであると思います。来訪される方に関してはそこまでは気にしていないのですけれども、やっぱり宿泊事業者の日々の事務負担というのはかなり増えると思いますし、宿泊税だけ 150 円だけ現金でくださいってことはほぼ不可能と思うんですよね。こっちだけは現金で、こちらはクレジットで、ということは正直難しいかなと思っているので、そのあたり、宿泊事業者全部が納得するっていうのは難しいと思うのですが、どのような仕組みが可能なのでしょうか。

さっきも出ていましたけど、その税金の使い道が事業者に見えればいいのかっていうふうには思います。

委員長） ありがとうございます。やはり先ほども申し上げましたが、宿泊者への説明と、宿泊事業者へのご協力に対する説明は、連動するところもあるでしょうけれども、分けつつメリットを感じていただくということが非常に大きいと思っております。その中では報償金も一つ議論になりましたが、資料 1 の 18 ページの報償金等のところで、2.5%は総務省の方で定められており、一つ基準として示されているということでしたけれども、この額としては最大値が若干自治体によって違うように思います。

伊勢市） ありがとうございます。基本的には総務省協議をかけるのは自治体側からになるのですが、協議の中で明らかに過度な%を提示すると、その協議自体が整わないという可能性がございますので、そのあたりは最終的に同意がとれるかというところはあると思いますが、提案はできるというところがございます。先ほど申し

上げました通り、しっかりとした理屈でこの％を提示したという根拠を積み上げる必要があるということが前提であります。

委員長） 先行自治体における報償金の最大の 200 万や 100 万の設定やシステム補助金の内容は自治体側で設定ができるという理解でよろしかったでしょうか。

事務局） その通りです。

委員長） ありがとうございます。報償金といったところは、宿泊事業者への説明でも大きなところだと思いますのでしっかりと議論をしていく必要があります。

委員） 今日は皆さんの意見交換で、いろんな資料を見させていただきましたが、これからは、伊勢市がある程度たたき台を作っていただいた中で、我々が意見を付け加えていくという形で進めていくのでよろしいでしょうか。

伊勢市） 今後の予定として、資料 1 のスケジュールは、今日の内容以降については白紙となっておりますけれども、今後使い道であったり、税額であったり、いろんなことを検討していく必要があり、それを踏まえて宿泊税の可否ということにもなると思うのですが、本日の内容を踏まえて、宿泊税の導入を前向きに検討することについて問題ないだろうというご理解をいただけるのでありましたら、具体的な検討スケジュールの記載した資料を配布させてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長） 導入を前提とした検討は継続をするということで皆様のご同意をいただけるかと思いますが、アンケートをこれから取るということにもなりますので、導入の可否は第 3 回、第 4 回の議論になろうかと思いますが、まずはここでは導入の検討を継続するということではいかがでしょう。それについてはよろしゅうございましょうか。

伊勢市） 宿泊事業者向けのアンケートについては、それぞれの事業者に直接郵送をさせていただいて、返信はメール等でいただくことを想定しております。また各旅館組合等にはご意見を別途でお伺いさせてもらえればと考えております。

委員長） 各事業者としてのご意見と、組合としてのご意見と、どちらからも意見をいただければというふうに思います。その結果を踏まえて、第 2 回以降の大まかな議題をご提案いただき、ご検討するというような進め方を考えております。その進め方につきましてはよろしゅうございましょうか。

各委員） （よいです）

委員長）ありがとうございます。各事業者におかれましてはアンケートの方でもご協力いただければと思います。また、観光客へのアンケートも、10月から12月ごろに一般の観光客のお考えをお諮りするということでございます。

伊勢市）スケジュールに関しましては委員長におっしゃっていただきました通り、宿泊事業者アンケート、観光客アンケート等を、最短で行った場合のスケジュールを勘案してご提案をさせていただいたところでございます。特に2回目に関しては、アンケート結果の共有、ヒアリングを踏まえた上で、たたき台をご提示させていただく。その内容を3回目に修正案を提案し、4回目に答申に持っていきこれが最短のスケジュールとして想定しております。あくまで案でございますし、今日の議論の中で明らかに違う税も検討していくというのはベターという話をいただきましたので、このような案とさせていただきます。以上でございます。

委員長）ありがとうございます。第2回、第3回につきましてはこのような形で進めていきたいというふうに思います。まずは本日いただいたご意見を踏まえまして、素案を次回提示するということでございますが、その間に繰り返しになりますけれども、宿泊事業者へのアンケートも個別に行ってまいりたいというふうに思います。ご意見としてしっかりと出していただきました通り、宿泊税で決定ということではなく、宿泊税の導入については継続して検討してまいりますけれども、他の税収についてもご意見としてお示しをいただきましたのでそのあたりもアンケートの結果などを踏まえて、引き続き次回以降もまた皆様にご意見をいただきたいというふうに思います。スケジュールにつきましてはこのような形で進めさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

各委員）（よいです）

委員長）ありがとうございます。いろいろとご意見等やご懸念のところあろうかと思います。随時事務局の方へお寄せをいただきまして、次回以降の素案に反映をしたいというふうに思います。

伊勢市）先ほどスケジュールをお示しさせていただきました通り、第2回の会議をできましたら10月の末頃を予定させていただきたいと思っております。今後スケジュールの調整をさせていただきますけれども、アンケートの結果等々含めましてこのスケジュールで何とか実施させていただきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長）ありがとうございます。意見交換では大切な論点をいただきました。適宜反映させていただきたいと思いますが、大きくはまずコンセプトの問題ですね、導入について、これが人口減少だから税収を補填するという単純なことではないといったところは確認できましたが、どのように説明をしていくのかということは、市民の皆様、宿泊者の皆様、そして宿泊事業者の皆様にとっても非常に大切な説明があるかと思いますので、この点も一度ブラッシュアップをしたいというふうに思います。

また、宿泊者の負担ということのみならず、宿泊事業者への負担というところにより注力をして、それに応じたフィードバックをどこまで政策的に作っていけるかということが議論になってこようかというふうに思います。そのためには報償金あるいは補助制度についても、複合的に勘案しながら素案をご相談をしつつ作成していきたいというふうに思いますので、2 回以降のご議論につきましてもどうぞ引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。それでは本日ありがとうございました。これにて第 1 回宿泊税検討委員会を終了いたします。